

### 第 7 3 号議案

足立区立郷土博物館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立郷土博物館条例の一部を改正する条例

足立区立郷土博物館条例（昭和 6 1 年足立区条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 1 0 条とし、第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（博物館協議会の設置）

第 8 条 博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号）第 2 0 条第 1 項の規定に基づき、博物館に足立区立郷土博物館協議会（以下「博物館協議会」という。）を置く。

2 博物館協議会は、館長の諮問に応じ、博物館の運営事項等を審議し、答申するとともに、館長に対し意見を述べることができる。

（博物館協議会の委員）

第 9 条 博物館協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命又は委嘱する委員 8 人以内をもって組織する。

2 博物館協議会の委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 博物館協議会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 前 3 項に定めるもののほか、博物館協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

足立区立郷土博物館協議会	月額21,000円
--------------	-----------

(提案理由)

博物館協議会を設置する必要があるため、この条例案を提出いたします。